

写真手前左から・大木環境大臣(当時) 町田狭山市長、土屋埼玉県知事

9月12日に実施された環境大臣視察

予定です。そして将来的には、地区 自然の姿に戻すために、根株移植の後、この事業所跡地は、もとの 生し、本来の自然環境を取り戻す 内すべての雑木林を一日も早く再 のフィー ルドとして活用していく 憩いの場、子どもたちの環境学習 ゾーン、実生ゾーン、どんぐりをま 種類の方法で緑を再生し、市民の ことが重要と考えています。 いて発芽させる>、表土ゾーンと3

守り、再生するために、行政界を越 て、率直な意見を出し合いながら、 いる人々が関わっています。そし な立場でくぬぎ山を見つめ続けて 体代表、土地所有者など、さまざま ほか、学識経験者やNPO、農業団 芳町から公募で選出された委員の えて話し合いを続けています。(次 市民の生活に密着した森と自然を 貝に委員の意見を掲載)

くぬぎ山自然再生計画」が

県が主体となって始動

ます。この活動は今後さらに積極 なった雑木林の管理がなされてい われており、市民と行政が一体と 的に展開していく予定です。 によるトラスト活動も積極的に行 さらに、この地域では市民団体

ぬぎ山地区については、今年度か として指定されています。また、く 県条例で ふるさとの緑の景観地

現在は、三富地域の一部が埼玉

この地域を対象とした

会には、狭山市、川越市、所沢市、三 となってくぬぎ山を再生するため 委員会が設けられ、市も県と一体 再生計画」を策定するための検討 ら県が主体となり、くぬぎ山自然 に動き始めました。この検討委員 ぬぎ山地区の煙突が消える くぬぎ山地区(狭山市域)の焼却施設数の推移 平成9年4月 8炉 10年4月 8炉 6事業所 11年4月 4炉 4炉 13年 4 月 14年 4 月 4炉 14年9月 1炉 1事業所 8 事業所数 炉の数 6 4 2 0 9年4月 14年4月 14年9月 10年4月 11年4月 13年4月

## 県の施策三富地域の一部を「ふる 生推進法案の研究も進めています。 国の施策環境省と国土交通省で、 くぬぎ山地区の自然再生」に国庫 国・県・市のさまざまな施策 補助制度を設けています。自然再

「くぬぎ山自然再生計画」も進めて さとの緑の景観地」として指定し、 市の施策 くぬぎ山地区自然再生 期的に会議を重ねていきます。 月に第1回会議を開催、今後も定 億3千112万9千円を計上しま 再生計画検討委員会」を組織し、7 います。平成14年、くぬぎ山自然 霥」として、平成14年度予算に1

ある事業所は、1つとなりました。 により、狭山市域に残る焼却炉の 者との契約を締結しました。これ 日、くぬぎ山地区の狭山市域の業 する計画が進んでいます。9月13 撤去し、その後、植樹して森を再生 する土地を購入することで施設を からも補助を得て、事業者の所有 した。そしてこの予算の他に国・県

> けて育まれた緑の森をたった数年 り、再生する責任があり、そのため 今こそ、長い年月をかけ、森を見守 で壊してしまった私たち人間には ることではありません。数百年か の森に戻すのは、一朝一夕にでき に行動することが必要なのです。 それには、国・県・関係市町と市

区の状況は、一刻の猶予もならな 民、企業が一体となり、力を合わせ いほどの事態となっています。 なければなりません。くぬぎ山地

せください。

ぬぎ山地区という身近な緑の存在 市としても、三富地域、そしてく

> 保全に全力で努めていきます。ま らうとともに、今後もその再生と をできるだけ多くの皆さんに知っ 生に関するご意見やご提案をお寄 守っていきたいと考えています。 の緑を皆さんのご協力を得ながら た、くぬぎ山地区だけでなく、市内 ていただき、意識して見守っても 皆さん、ぜひ、くぬぎ山地区の再

問い合わせ緑の保全創造プロジ

e-mail:green@city.sayama.saitama.jp

ェクトチームへ内線3674

残すために、緑を守り、再生してい 子どもたちの未来に美しい森を

この森だけでなく市全体の緑を守るために

くことは、私たちのとても強い願 いです。しかし、一度壊れた緑を元

現在のくぬぎ山地区の自然環境

をおくかが重要です。 どこにくぬぎ山地区再生の目標 を把握することが重要です。

を長期的に見続けなければなりま モニタリングも含め、この地域

なければなりません。 す。農と、やま」の結びつきを考え ることをもっと認識してほしいで くぬぎ山地区の原点に農業があ

それが減少しているのは資産的価 値が低くなったからです。 資産的価値を持っていたからで、 「やま」が残ったのは、やま」が

> 然の一部であることを認識し、世界に三富を発信したい。 残っていることを忘れてはならない。人も地球の一部で、自 くぬぎ山がなぜ残ったか...農業により作られ、農業により

## < ぬぎ山を見つめる人々の思い

(くぬぎ山自然再生計画検討委員の意見・| 部要点のみ抜粋)

れることを望まないのです。 いません。地権者は私権を制限さ 資産税の減免などの助成を求めて るので、地権者はその土地の固定 土地の資産的価値が下がってい

限度があります。国の援助や、緊急 市民による土地の買い上げには

> の対応が必要です。 を要する短期的な、県・市など行政

うがよいのではないでしょうか。 枠を活用してはどうでしょうか。 農林水産省や農業担当も入ったほ この計画を策定するに当たって、 環境省の市民参加型事業の予算

> を広く呼びかけてほしいです。 ループがあるので、それへの参加 元の農業に役立ててはどうでしょ 落ち葉を有機栽培に利用し、地 市民が参加できるワーキンググ

検討する必要があります。 二次林の新たな管理システムを

ています。 の検討をすること)が必要と考え と評価を行い、保全上必要な措置 環境保全対策について事前に予測 も、環境アセスメント( 開発が環境 に及ぼす影響の内容と程度および くぬぎ山自然再生事業において